

得て、決められたルールを遵守しながら使用することが常識であることからしても、一方的に述べただけで当該職員に断つたとは到底考えられない。

また、議会事務局職員がファクスを送信する書類を見れば、それが議会活動、議員活動、政治活動のいずれに該当するものであるかの判断はつくものであり、容易に判断できないものについては複数人で確認することにより判明するはずである。その場合において、本会議及び各種委員会をはじめとする各種会議等に関すること並びに各種会議・委員会等の審議・審査等に係る議員間の資料のやり取りなどについては、疑義を呈することもなく、ファクスの使用について適切に教示するはずである。しかしながら、ファクス送信代並びにそれに係る経費は税金で賄われていることから、議員の個人的な活動についての使用は、各議員の事務所やその他議員が適切だと判断する場所で私費又は政務活動費（以下「自己の経費等」という。）を充当す

ることをもってファクスを送信するはずであるから、議会事務局職員はその旨を伝達するにとどまるはずである。

7月25日付けの須藤議員のブログ（「いらぬ、岩沼議会2」との表題）では、「個人的な使用ではない」と記載しながらも、議会で決めたことがない議員の個人的な活動（7月24日の議会運営委員会で、大友健議員が送信先である自治体の農政担当者と情報交換を行ったと発言し、続いて須藤議員も岩沼の危険区域図をファクスしてほしいと言われたと発言した。）について自己の経費等でファクス送信に係る費用を弁償することなく、額の多少にかかわらず税金を議会活動以外の個人的活動に使用した事実を暴露し、「ちやんと言いました」とあくまでも詭弁を正当化した上、「事務局長が議運の決定が出ていない段階で、謝罪を求めると発言することは越権行為だ」と、全くいわれのない濡れ衣を着せるなど議論のすり替えを行い、議会運営委員会で採決、決定し

た事実を全く把握、理解することなく、全世界の人々にデマを吹聴している。また、ファクス送信を断つたことや送信しようとするものが私的なものかどうか当該職員が確認することなど、問題となつた現場の写真などが無いことを逆手に取り、「証拠が無いのに、言った言わないを一方的に決めつける」と言い逃れをし、相手を糾弾する手法は議員として絶対にやってはいけない行為である。

7月24日の議会運営委員会においては、「当該議会事務局職員に断つたと発言した全文の削除と謝罪」を求められたが、あくまでも自らの詭弁を正当化することとに終始したことから、委員会を代表して委員長から「次回まで文言の削除と謝罪について熟慮願う」と宣告された。また、熟慮期間を設けるため相当の日数を経て委員会を開催したにもかかわらず、不誠実極まりない釈明を行うほか、議論のすり替えを行うなど、全く反省の態度を示さなかつた。

以上のことから、須藤議員が議会運営委員会で虚偽答弁を繰り返し、かつ、自己の記憶のすり替えを行い、自己保身のために議員という権力を振りかざし、議会事務局職員を見下し、陥れ、名誉を棄損し、事実を捏造し、憶測により自分を捏造し、責任を転嫁しようとすることを企てる行為は、市民の代表として選挙で選ばれ、良識をもって市民の模範とならなければならぬ公職の議員が絶対に行つてはならない最たるものである。また、捏造した事実を堂々と自身のブログで世間へ吹聴し、流布させ、デマの拡散を行い、事情を詳しく知らない市民にいたずらに不信感を抱かせるなど、極めて不誠実な態度をとっていることは断じて許すべきものではない。

我々議会議員と議会事務局との関係は車の両輪と言われているほどの厚い信頼関係の下、市民福祉の向上のために我々議員の縁の下力持ちとして支えてきてくれたが、今回の須藤議員の自己保身のため議会事務局職員を陥れた一連の行動

によりその信頼関係が一瞬にして崩壊してしまった。岩沼市議会基本条例第19条では、議会基本条例は「議会における最高規範」であるとされ、その第7条において「議員は、市民の負託に応えるため、高い倫理的義務を自覚し、市民全体の代表としての責任と良心を持って、議員の品位を保持し、識見を養うよう努めなければならない」と規定されていることについても著しく逸脱していると指摘せざるを得ない。

よって、本市議会は、須藤功議員が道義的、社会的責任を心から認識し、事態の重大さを真摯に受け止め、二度と過ちを繰り返すことのないよう猛省を促すとともに、議会事務局職員に断つたとする発言及び関連する発言の取り消し及び謝罪並びにこれに関連するブログ記事の取り消し及び謝罪文の掲載など、自らを律し、反省を行動で示すよう強く求めるものである。以上、決議する。

平成25年9月3日
岩沼市議会